

農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書

西海市農業委員会

農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書

時下、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当農業委員会の活動等業務運営に対しまして、格別なるご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は、過疎化、高齢化による後継者・担い手不足、それによる遊休農地の増加、有害鳥獣による農作物被害の増加に加え、資材・農薬価格等の高止まりにより、ますます厳しさを増している状況です。さらに令和5年10月に発生した雹害は、西彼町地域を中心に前例を見ない大きな被害をもたらし、農業関係者全体に大きな衝撃を与えました。

このような状況の中であり、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進」に努め、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に取り組むとともに、さらに農業を未来につながる魅力あるものとするため、関係機関と連携しながら「地域計画」の策定を進めているところであります。

本市においては、農業生産の集約化・効率化を図るため対象各地区で基盤整備事業が進められているほか、ブランド力強化や有害鳥獣対策、新規就農者支援等においても着実な取り組みがなされ、一定の成果が得られています。我々農業委員会は、これらの取り組みをより効果的で確実なものとするため、農業者の代表機関として幅広く農業者の意見や要望を汲み上げ、これを市政に反映させ、農業の振興を図ることが重要な使命であるとの認識に基づき、意見を集約し、意見書として取りまとめました。

つきましては、「農業委員会等に関する法律第38条」の規定により、西海市の農地利用最適化の推進に関する施策等に確実に反映されるよう意見書を提出いたします。

令和6年1月25日

西海市長 杉澤 泰彦 様

西海市農業委員会
会長 葉山 諭

I. 降雹被害農家の支援について

令和5年10月の降雹により、西彼町地域を中心として、過去に例を見ない大規模な農業被害が発生した。被害額は本市だけでも約3億6,900万円にのぼり、個々の農家を見ても、収穫間際の果樹、野菜等が全滅かそれに近い被害も多数報告されている。特に果樹農家については、今回の降雹により、果実のみならず、葉や幹にも被害が及んでおり、樹勢の回復には相当な期間を要すると見込まれ、また令和6年度はミカンの裏年と予想されることもあり、経営状況のさらなる悪化及び長期化が予想される。市として、生産再開に向けた支援を令和5年度の補正予算で実施予定とのことであるが、支援対象期間については、収穫量や品質の回復状況を見極めながら、少なくとも令和6年度までを対象としていただくよう要望する。

また今後も、近年の異常気象に起因する想定外の災害等が発生する可能性は否定できず、万一来て備えて「収入保険」への加入が望ましい。市として制度の周知・加入促進に努められたい。

II. 担い手不足対策について

慢性化する後継者不足問題は我が国の農業にとって最大の課題であり、耕作放棄地増加の主な要因ともなっている。本市も例外ではなく、平成30年に農業者を対象に実施した農地利用最適化アンケートでは「後継者がいる」と回答した農業者は全体のわずか18パーセントで、令和3年に、認定農業者を対象としたアンケートでも30パーセントに満たないという結果であった。これに対して、担い手不足解消の手立てとして、新規就農者の獲得は非常に重要である。本市においては、県内でも有数の充実した新規就農者支援の制度を有しているながら、なかなか実績に結び付かないため、広報誌やホームページを通してこれらの制度の周知に努めるとともに、可能性のある対象者に対して積極的に働きかけることが重要であると考え。例えば、JA等と連携して「新規就農講座」等を開催し、定年退職者や移住者、Uターン者等に声掛けし、参加していただくことや、農業に何かしらの興味を抱いて「農家体験民泊」に参加する参加者に対して、事業主と協力して本市の農業の魅力・特徴や新規就農について学習して頂く等、就農を志す方に、数ある候補地の中から将来的に本市で就農していただけるような働きかけを要望する。

Ⅲ. 基盤整備事業推進体制の強化について

農地の耕作条件を飛躍的に改善し、同時に担い手への集積を実現する基盤整備事業の推進は、中山間地域に位置する本市にとって、競争力を高め、農業を持続可能なものとするため、必要不可欠なものとなっている。本市においては、既に完了した丸田地区や、完成間近の白崎地区・小迎地区、計画中の太田和地区、面高地区等があり、着実に事業が進展している。これらは県営事業として進められているが、JAや市もその実務の多くを担っている。市においては、農林緑推進課の農村整備班が事業を担当しているが、事業の進展とともに事務量が増加し、それに加えて、すでに完成した地区においても維持管理等に関わる諸問題が発生しているため、そのすべてについて、十分に対応しきれていないのが現状である。同規模で、同様の事業を担当する他の自治体と比較しても、担当者の数が相当数不足しており、今後の事業進展にも影響を及ぼしかねない状況であるため、同部署人員の適正配置を図りたい。

Ⅳ. 有害鳥獣対策について

本市の有害鳥獣対策については、捕獲業務の委託や地域捕獲隊の支援等による「捕獲対策」と、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の購入補助等による「防護対策」を中心として、毎年着実な取り組みがなされ、確実に効果が上がっているところである。しかしながら、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の購入補助は「10アール以上の農地」が条件となっており、比較的小規模の農地を懸命に維持している高齢の農業者の中には、獣害により耕作意欲をなくし、耕作放棄地となるケースも報告されている。耕作中の農地全体に占める5アール以上10アール未満の農地の割合は筆数で23パーセント、面積で18パーセントとかなり大きな割合を占めるため、獣害に起因する耕作放棄地の増加を抑制するためにも、購入補助の下限面積を「5アール以上」とするよう要望する。

Ⅴ. 耕作放棄地の保全管理について

年々増加する耕作放棄地は、景観の悪化や、雑草の種子の飛散、イノシシの棲み家や隠れ家となることによって農作物への被害を拡大するなどにより、地域住民全体にとって大きな問題となっている。付近の農業者のみでは負担が大きく、刈払いによる保全管理が進まないのが現状である。千葉県では耕作放棄地の刈払いを地域で一斉に行い、面積に応じて助成金を支出する

取り組みを行っている。農地については個人の所有であり、基本的には所有者が管理すべきであるが、死亡者や所有者不明の耕作放棄地については、自治体か地域住民で保全管理するより方法がない。本市では市道の刈払いを地域で一斉に行い、距離に応じた助成金が支払われている。死亡者や所有者不明の耕作放棄地で地域に重大な影響があるものについても、一斉に刈払いを実施するよう働きかけ、面積に応じて助成金を支払うことで保全管理を図る取り組みを要望する。

